

各学校長 様

各市町村（学校組合）教育長 様

3 高小中第 1043 号
令和 3 年 10 月 4 日

高知県教育委員会事務局小中学校課長
(公印省略)

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱い及び、指導要録におけるオンラインを活用した特例の授業の記載方法について（依頼）

うえのことについて、令和 3 年 10 月 1 日付け 3 文科初第 1152 号により、文部科学省初等中等教育局から別添（写し）のとおり通知がありました。

つきましては、所管の学校にご周知いただきますようお願いいたします。

【担 当】

高知県教育委員会事務局小中学校課

教育支援第一担当

(担当チーフ)

〒780-0850 高知市丸ノ内 1-7-52 県西庁舎 2 階

TEL : 088-821-4735 FAX : 088-821-4926

E-mail :

学校教育課



指導要録上、オンラインを活用した特例の授業を実施したことを、より明確にするため、「出欠の記録」の「備考」の記載事項の取扱いについてお知らせします。
(新規)

3 文科初第 1152 号
令和 3 年 10 月 1 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省初等中等教育局長
伯 井 美 徳

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の
「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（通知）

指導要録については、各設置者による様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう、指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録作成に当たっての配慮事項等について、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1845 号初等中等教育局長通知。以下「改善等通知」という。）においてお示ししたところです。

また、非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、一定の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記（以下「別記」という。）として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成することを、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和 3 年 2 月 19 日付け 2 文科初第 1733 号初等中等教育局長通知）においてお示ししたところです。

学校教育は教師と児童生徒との関わり合いや児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであり、上記通知における出欠の取扱いを変更するものではありませんが、指導要録上、オンラインを活用した特例の授業を実施したことを、より明確にするため、「出欠の記録」の「備考」の記載事項について下記のとおり取扱いとしま

したので、御配意の上、対応していただきますようお願いします。

本件につきまして、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれてはその管下の学校に対し、周知くださいますようお願いします。

なお、本日付けで、高等学校入学者選抜について、「現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和 4 年度高等学校入学者選抜等における調査書の取扱いについて（通知）」（令和 3 年 10 月 1 日付け 3 文科初第 1150 号初等中等教育局長通知）、大学入学者選抜について、「現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和 4 年度大学入学者選抜における調査書の取扱いについて（通知）」（令和 3 年 10 月 1 日付け 3 文科高第 709 号高等教育局長通知）が発出されておりますことを申し添えます。

記

改善等通知の別紙 1 II 10 (6) 備考、別紙 2 II 9 (6) 備考及び別紙 3 II 7 (7) 備考について、別記に記載されたオンラインを活用した特例の授業の参加日数を転記すること。

〔参考 1〕「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1845 号初等中等教育局長通知）

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415169.htm

〔参考 2〕「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和 3 年 2 月 19 日付け 2 文科初第 1733 号初等中等教育局長通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/mext_00015.html

【本件連絡先】

初等中等教育局教育課程課教育課程企画室

TEL : 03-5253-4111（内線 : 2369）

e-mail : kyokyo@mext.go.jp

指導要録におけるオンラインを活用した特例の授業の記載方法について例をお示し
しますので周知します。



事 務 連 絡
令和3年10月1日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省 初等中等教育局 教育課程課

指導要録におけるオンラインを活用した特例の授業の記載
方法について（周知）

非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、一定の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合、指導要録の「指導に関する記録」の別記（以下「別記」という。）として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成することを、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和3年2月19日付け2文科初第1733号初等中等教育局長通知）においてお示ししたところです。

学校教育は教師と児童生徒との関わり合いや児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであり、これまでの出欠の取扱いを変更するものではありませんが、今般、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（通知）」（令和3年10月1日付け3文科初第1152号初等中等教育局長通知）により、指導要録上、オンラインを活用した特例の授業を実施したことを「出欠の記録」において明確にするため、別記に記載されたオンラインを活用した特例の授業の参加日数を指導要録の「出欠の記録」の「備考」に転記することとしました。その際、学校における事務負担を軽減するため、これまでお示ししていた別記の記入例を別添1のとおり簡素化する（簡素化の前後をお示ししたものが、別添2となります。）とともに、別記に記載されたオンラインを活用した特例の授業の参加日数の転記例を別添3のとおりお示しします。

本件につきまして、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、所管の附属学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

【本件連絡先】

初等中等教育局教育課程課教育課程企画室
TEL：03-5253-4111（内線：2369）
e-mail：kyokyo@mext.go.jp

児 童 氏 名

※オンラインを活用した特例の授業又はその他の学習等に記載すべき事柄がない場合には記載不要。

記入例

非 常 時 に オ ン ラ イ ン を 活 用 し て 実 施 し た 特 例 の 授 業 等 の 記 録				
第1学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	児童が登校できない事由	コロナ臨時休業		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等	ケーブルテレビ		
第3学年	児童が登校できない事由	コロナ出席停止、大雪臨時休業		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等	個別面談（電話）		
第4学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第5学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第6学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

【簡素化後】

(別添 2)

小学校児童指導要録（参考様式）様式 2（指導に関する記録）別記

児 童 氏 名

※オンラインを活用した特例の授業又はその他の学習等に記載すべき事柄がない場合には記載不要。

非 常 時 に オ ン ラ イ ン を 活 用 し て 実 施 し た 特 例 の 授 業 等 の 記 録					
(略)					
第 2 学 年	児童が登校できない事由	コロナ臨時休業			当該児童生徒が感染症又は災害の発生等により登校できなかった場合、その事由を記入する。
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等	
		24	19	同時双方向	
	その他の学習等	ケーブルテレビ			必要がある場合に、その他の学習その他の特記事項等を記入する。 <u>特段必要がない場合には記載不要。</u>
第 3 学 年	児童が登校できない事由	コロナ出席停止、大雪臨時休業			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等	
		15	12		
	その他の学習等	個別指導（電話）			
(略)					



【簡素化前】

非 常 時 に オ ン ラ イ ン を 活 用 し て 実 施 し た 特 例 の 授 業 等 の 記 録				
(略)				
第 2 学 年	児童が登校できない事由	新型コロナウイルス感染症の流行に伴う臨時休業		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数 24	参加日数 19	実施方法等 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
	その他の学習等	ケーブルテレビを活用した学習も併用した。		
第 3 学 年	児童が登校できない事由	新型コロナウイルス感染症に関する出席停止、大雪に伴う臨時休業		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数 15	参加日数 12	実施方法等 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導 インターネットを通じた課題の配信・提出とチャットを使った質疑応答・意見交換による学習指導
	その他の学習等	電話による個別面談も行った。		

児 童 氏 名

轉記例

(略)						
出 欠 の 記 録						
区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考
(略)						
2	176	0	176	5	171	オンラインを活用した特例の授業19
3	195	10	185	7	178	オンラインを活用した特例の授業12
(略)						

児 童 氏 名
別 記

別記の「参加日数」を転記

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録				
(略)				
第2学年	児童が登校できない事由	コロナ臨時休業		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	24	19	同時双方向	当該児童生徒が感染症又は災害の発生等により登校できなかった場合、その事由を記入する。
	その他の学習等	ケーブルテレビ		
第3学年	児童が登校できない事由	コロナ出席停止、大雪臨時休業		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	15	12	同時双方向、インターネット上での課題の配信・提出、チャットによる質疑応答・意見交換	当該児童生徒に対してオンラインを活用した特例の授業を実施した場合に記入する。
	その他の学習等	個別指導（電話）		
(略)				